

住まいの耐震、大丈夫ですか？

もしもに備えて、気軽にご相談ください。

📝 申・問 建築政策課(4階) ☎561-2378、FAX561-2486

木造住宅の耐震診断・耐震改修

昭和56(1981)年5月31日以前に建築された(旧耐震基準)木造住宅が対象です。

● 無料耐震診断

2階建て以下(軸組工法に限る)、延べ床面積300㎡以下の住宅に、県木造住宅耐震診断員を派遣

● 無料耐震補強概算費用算出

耐震診断の結果により、補強計画案の一例の作成と概算費用の見積もり

● 耐震シェルター等設置補助金

耐震診断の結果により、住宅内に耐震シェルターや防災ベッドを設置する費用の一部を補助(最大20万円)

※工事着手前に協議・申請要

※予算がなくなり次第、終了します



震災時の避難経路を確保

● 危険木造建築物解体費補助金

狭あい道路に面する、旧耐震基準の木造建築物の解体費用の一部を補助(最大20万円)

※工事着手前に協議・申請要

※来年3月中旬までに、工事完了が必要

● ブロック塀等改修促進補助金(道路に面するもの)

地震で倒壊し、避難に支障の恐れがあるものの撤去と改修費用の一部を補助(4m未満の道路の場合、道路後退が必要)

※工事着手前に協議・申請要

※12月上旬までに、工事完了が必要

※予算がなくなり次第、終了します

後期高齢者 医療保険料

📝 問 保険年金課(1階) ☎561-2358、FAX561-2480

今年度の後期高齢者医療保険料の決定通知書は、年金から引き去り(特別徴収)している人も含め、7月中旬に全員に送ります。納付方法や特別徴収の開始月などを記載していますので、ご確認ください。

今年度の保険料額〔①+②=1年間の保険料〕

区分	医療分	新設	
		子ども・子育て支援金分*1	合計
①所得割率	10.13%	0.25%	10.38%
②均等割額	55,380円	1,340円	56,720円
年間保険料の上限額	85万円	2.1万円	87.1万円

所得割額 = (総所得金額等*2 - 43万円*3) × 所得割率

※1 来年度の子ども・子育て支援金分は今年度中に決定予定です

※2 総所得金額等とは、前年中の総所得金額、山林所得、分離課税の土地・建物・株式等の譲渡所得金額等の合計です

※3 合計所得金額が2,400万円以下の場合

現在、特別徴収している人は、仮徴収額として令和6年中の所得で計算しています。令和7年中の所得で再計算した保険料は、7月に通知します。

不審電話・訪問に注意してください

全国各地で、市や広域連合などの職員を装って、個人情報聞き出ししたり、誤った手続きを催促して金銭をだまし取ったりする事件が起きています。不審な電話や訪問など「おかしい」と思ったら、保険年金課か、県後期高齢者医療広域連合(大津市、☎522-3013、FAX522-3023)へ連絡してください。

軽減制度

世帯主と被保険者全員の総所得金額などが基準額以下の人は、均等割額を7割*・5割・2割軽減します。健康保険などの被扶養者だった人は、加入後2年間に限り、均等割額を5割軽減し、所得割額はかかりません。いずれの軽減も、対象の人は自動的に適用します。※令和8、9年度の医療分のみ、7.2割軽減が適用されます

減免制度

被保険者と世帯主が、さまざまな事情で保険料の納付が困難になったときは、納期限までに申請すると、その後の納期分の減額や免除を受けられることがあります。

免除・猶予された国民年金保険料の追納



国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例の承認期間があると、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。この期間の保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納めることができます。

※承認期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合、当時の保険料額に加算金が上乘せられます。追納は古い月の分から順に納めます

📝 問 ・日本年金機構 草津年金事務所 国民年金課(西渋川一) ☎567-2220、FAX562-9638
 ・保険年金課(1階) ☎561-2367、FAX561-2480

忘れずに納めましょう

市・県民税(全期・1期) 国民健康保険税(1期) 納期限(口座振替日) 6月30日(火)

・コンビニやスマートフォン(一部税、納付書除く)、金融機関でも納付できます
 ・口座振替(自動払込)が便利で確実です!
 ・納期限を過ぎると延滞金が発生します

納付書を紛失したときはご連絡ください。再発行します。
 📝 問 納税課(1階) ☎561-2311、FAX561-2479

受給券の更新手続きをお忘れなく!



福祉医療費受給券(乳幼児・子ども医療を除く)、障害老人等福祉助成券、精神科通院医療費受給券(助成券)の有効期限は、7月31日(金)です。現在助成を受けている人には、6月中旬に更新の申請書を送ります。新規の人は、窓口で申請してください。

更新手続きが必要な福祉医療費助成項目一覧

助成項目	対象
障害者(児) ⑤ 障害老人 ⑤	【次のいずれかに該当する人】 ・身体障害者手帳所持者(1~3級) ・療育手帳所持者(A1・2、B1・2) ・特別児童扶養手当支給対象児童(1級) ・精神障害者保健福祉手帳所持者(1級)
65~74歳老人 ※一部負担金あり	本人と配偶者、扶養義務者の市民税が非課税の人
母子・父子家庭 ⑤ ⑥	18歳到達後の年度末を迎えるまでの児童と、その児童を扶養している母子(父子)家庭の母(父) ※父母のいない児童も対象者に該当します
ひとり暮らし寡婦 ⑤ ⑥	かつて母子家庭の母として、20歳未満の児童を扶養していた人で、ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続し、今後も続くと見込まれる65歳未満の人
ひとり暮らし高齢寡婦 ⑥	65~74歳で、上記のひとり暮らし寡婦の要件を満たす人
精神障害者(児) 精神障害老人 ※精神科通院医療費のみ助成	精神障害者保健福祉手帳所持者(1・2級)で自立支援医療(精神通院医療)の受給者

⑤自己負担金が必要な場合あり ⑥所得要件あり
 ※乳幼児・子ども医療の受給券を持っている人の更新手続きは不要です

📝 申・問 保険年金課(1階) ☎561-6975、FAX561-2480

犯罪のない明るい社会を築くために

模擬ケース検討会

● テーマ

「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」
 犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生に理解を深め、学習するための検討会です。誰でも参加できます。詳しくは、事務局にお問い合わせください。

🕒 13:30~(2時間程度) ※10:00~

🏠 市更生保護女性会では、地域の子育て支援などに一緒に活動できる人を募集しています。興味のある人は、お問い合わせください

📝 問 ・市更生保護女性会事務局 ☎・FAX564-9080
 ・健康福祉政策課(2階) ☎561-2360、FAX561-2482

とき	ところ
6月27日(土)	矢倉まちづくりセンター 笠縫まちづくりセンター*
7月4日(土)	草津まちづくりセンター 志津まちづくりセンター 大路まちづくりセンター*
7月11日(土)	渋川まちづくりセンター* 玉川まちづくりセンター(14:00~) 南笠東まちづくりセンター*
7月18日(土)	老上まちづくりセンター 山田まちづくりセンター 常盤まちづくりセンター
7月25日(土)	笠縫東まちづくりセンター